

入札説明書 (入札後資格確認型一般競争入札用)

1 入札後資格確認型一般競争入札について

入札後資格確認型一般競争入札は、一般競争入札に参加する者の入札参加資格の確認を入札前に行わずに、入札書を提出し、開札を行った後、最低入札価格提示者(予定価格の制限の範囲内（最低制限価格以上に限る。）の価格をもって提示した者のうち最低価格を提示した者をいう。以下同じ。)から一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）の提出を受けて入札参加資格が有することを確認した上で、落札決定し契約を締結するものである。

なお、次に掲げる場合は、次順位の入札価格提示者について入札参加資格の有無を確認することとし、以下同様とする。

- (1) 最低入札価格提示者が入札参加資格を有していないと確認した場合
- (2) 最低入札価格提示者の入札が無効の場合

2 入札参加条件等に係る共通事項

(1) 入札参加資格

入札公告に掲げる他、次の要件に該当する者

- ア 公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）の指名停止措置若しくは広島市の指名停止措置又は、病院機構若しくは広島市の競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- イ 広島市税を滞納していないこと。
- ウ 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- エ 病院機構の契約に関して次のいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を締結しなかった者又は契約を履行しなかった者
 - (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - (キ) (ア)から(カ)までに該当する者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- オ 次のいずれにも該当していないこと。
 - (ア) 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法又は民事再生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可又は再生手続開始若しくは再生計画認可の決定がなされた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）
 - (イ) 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者
 - (ウ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令等に違反し、広島市から当該法令違反に対する改善・命令等を受け、当該法令違反の理由により広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による指名停止措置を受けた者で、当該違反事項の改善がなされていないもの
- カ 落札予定者（最低入札価格提示者）となった場合において、開札日又は契約課の指示する日に申請書等を提出することができること。
- キ 落札決定した後、契約を締結することができる者であること。
- ク 本件業務に係る下請契約等の締結に際し、次のいずれかに該当する者を下請契約等の当事者として選定されることがないように、必要な措置を講ずることができる者であること。
 - (ア) 広島市の競争入札参加資格の取消しを受けた者で、広島市の競争入札に参加することができない期間を経

過しないもの

(イ) 病院機構又は広島市の指名停止措置を受けている者

(ウ) 営業停止処分を受けている者

(エ) 暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。）である者

ケ 本件業務を履行するために行う資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）において、営業停止処分を受けている者を、その相手方又は代理人若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講ずることができる者であること。

(2) その他

入札公告に掲げる入札参加条件等及び本入札説明書に掲げる事項を満たさない者は、当該入札を無効とする。

3 仕様書等に関する質問及び質問に対する回答書の閲覧

(1) 仕様書等に関する質問

ア 所定の様式により電子メールで提出すること。

イ 提出期間、提出場所及び提出方法は、入札公告に記載したとおり。

(2) 質問に対する回答書の閲覧

質問者に直接回答（電子メール）するほか、入札公告に記載した場所にて閲覧に供する。

4 入札書等の提出方法等

(1) 入札書等の提出方法

ア 持参又は郵送（配達証明書付書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）に限る。

イ 次の(ア)から(ウ)までに掲げる書類を入れたそれぞれの封筒を同一の封筒に入れ、その封筒には、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印し、封筒の表に「令和2年1月10日開札」、「広島市立安佐市民病院患者給食業務に係る入札書等在中」と朱書するとともに、封筒の裏に入札参加者の住所、商号又は名称を記載すること。

* 「入札書等の封印・封入方法」を参照のこと。

(ア) 入札書

a 入札書は、所定の様式により提出すること。

b 入札書には、入札金額等の必要事項を記載し、記名・押印した上、定型封筒（長形3号又は長形4号（JIS規格））に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印すること。封筒の表に「令和2年1月10日開札」、「広島市立安佐市民病院患者給食業務に係る入札書在中」と表示し、商号又は名称を記載（いずれも黒色で可）すること。

c 再度の入札は、初度入札後、直ちに実施するので、再度入札に備え、再度入札用の入札書を開札日に持参すること。

(イ) 委任状（必要な場合のみ）

a 委任状は、所定の様式により提出すること。

b 代表者でない者が、当該入札において代理人（代理人から委任を受けている復代理人を含む。）として入札する場合は、代表者からの委任状を前記(ア)の封筒に同封すること。

代理人（復代理人）として入札する場合は、入札書の入札者住所氏名欄の記載は次の例のとおりとなるので、注意すること。

（入札者住所氏名欄の記載例）

〇〇市〇〇町〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

上記代理人（復代理人） 〇〇 〇〇 印

(ウ) 入札金額内訳書

a 入札金額内訳書は、所定の様式により提出すること。

b 入札金額内訳書は、他の入札参加者に知られないように自ら積算し、入札書に記載した入札金額に対応するものとする。ただし、再度の入札の場合は、最低入札価格提示者が一般競争入札参加資格確認申請書とともに所定の期限までに契約課に提出すること。なお、入札金額内訳書の提出がない場合は、その入札を無効とする。

c 入札金額内訳書の作成方法は「入札金額内訳書の作成について」による。

d 入札金額内訳書は、封筒に入れて入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印すること。封筒の表に「令和2年1月10日開札」、「広島市立安佐市民病院患者給食業務に係る入札金額内訳書在中」と表示し、商号又は名称を記載（いずれも黒色で可）すること。

ウ 提出された入札書等の撤回又は差し替えは、提出期限内であっても一切認めない。

(2) 入札書等の提出期限

入札公告に記載したとおり。

(3) 入札書等の提出場所

〒730-0037

広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ5階

地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局契約課

電話：082（569）7836

電子メール：hirokokou-honbu@hcho.jp

5 入札手続等

(1) 入札の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札書記載金額

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

なお、落札者となった者が消費税等に係る免税事業者の場合は、契約書の契約金額について、消費税等相当額のうち書きを行わないため、落札者は直ちに「免税事業者届出書」（病院機構のホームページに掲載）を前記4(3)の契約課へ提出すること。

(3) 入札の回数

ア 入札は初度及び再度の2回とする。

イ 初度入札において、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格以上に限る。）の価格（以下「予定価格内の価格」という。）がない場合は、1回に限り再度の入札を行う。

ウ 初度入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は、再度入札に参加できない。

(4) 開札の立会い

ア 入札参加者又は代理人（以下「入札参加者等」という。）は、開札に立ち会うこと（立会人は1者につき1名とする。）。なお、立ち会うことができない場合は、開札の日時までに前記4(3)の契約課へ連絡すること。

入札参加者等が開札に立ち会わない場合は、初度入札に限り、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。なお、再度の入札については、辞退したものとみなす。

イ 入札参加者等は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。

ウ 入札参加者等は、開札場所に入室しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ、身分証明書（社員証など）を提示しなければならない。

エ 入札参加者等は、入札執行職員等がやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することはできない。

(5) 落札者の決定方法

予定価格内の価格で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者から順に申請書等に基づき入札参加資格の確認を行った上で後日落札者を決定する。この場合において、入札参加資格の確認を受ける入札参加者が、当該開札日時から落札者の決定までの間に次のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札を無効とする。

ア 広島市の競争入札参加資格の取消を受けた場合

イ 病院機構又は広島市の指名停止措置を受けた場合

ウ 資格確認申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合

なお、予定価格内の価格で最低の価格をもって有効な入札を行った者が2者以上ある場合は、直ちにくじ引により入札参加資格の確認を行う者の順番を決定する。

なお、くじを引くべき者が入札（開札）に立ち会っていないとき、くじ引を欠席したとき又はくじを引かないときは、入札事務に関係のない病院機構職員がその者に代わってくじを引くものとする。

6 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

開札終了後、最低入札価格提示者は、申請書等を持参して提出するものとする。なお、最低入札価格提示者が2者以上ある場合は、入札参加資格の確認をする順番を決めるくじ引の結果、順番が1番となった者を申請書等の提出者とする。

(1) 添付書類

ア 広島市税の納税証明書（写し）

「令和〇〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある広島市の納税証明書の写しを添付すること。（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

納税証明書の請求方法等については、「入札等に参加するための納税証明書について」（広島市のホームページに掲載）を参照すること。

※ 納税証明書の有効期限については次の例を参照のこと。

・資格確認申請書提出日が令和2年1月10日の場合 ⇒令和元年10月11日以降の証明年月日のもの

イ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）の写しを添付すること。（電子納税証明書は不可）

（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

納税証明書は、納税地を所管する税務署で発行されるので、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納の税額がないこと用）の交付を受けたい旨申し出た上で、該当する税務署に請求すること。

納税証明書の請求方法等については、<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/nofu-shomei/shomei/01.htm> を参照すること。

※ 納税証明書の有効期限については(1)アの例を参照のこと。

ウ その他必要となる添付書類

その他入札公告等で必要とされた書類を添付すること。

エ 医療法施行規則第9条の10に規定する基準等に適合することを証明する書類。

オ 患者等給食業務責任者等の証明書医療法施行規則等適合証明書。

(2) 提出場所

上記4(3)に同じ。

ただし、病院機構から別途指示のある場合は、その指示による。

なお、最低入札価格提示者の資格が確認できない場合等は、後日、最低入札価格提示者以外の者について、申請書等の提出を求めるので、別途指示するとおり申請書等を提出すること（所定の期限までに申請書等を提出しない者は当該入札を無効とする。）。

※ 提出のあった申請書等については、記載漏れ等について簡単に確認し、受理するが、入札参加条件を満たしているかどうかは、後日書類を精査し、入札参加資格確認の有無を審査するので、申請書等の提出が完了したことをもって入札参加資格を有していることの確認を保証するものではない。

(3) 提出部数

1部とする。

提出された申請書等の撤回又は差替えは認めない。なお、病院機構から申請書等の一部について、追加提出を求める場合がある。

(4) 提出期限

提出期限は、開札日の午後5時まで（くじ引の場合はくじ引を行った日の午後5時まで。）

入札参加者は、申請書等を提出期限までに提出できるよう、あらかじめ準備しておくこと。

7 一般競争入札参加資格の確認結果及び入札結果の通知

一般競争入札参加資格の有無については、開札日時を基準として、前記6により提出された申請書等に基づき、確認するものとする。この場合において、病院機構から申請書等に関し説明を求められたときは、これに応じなければならない。入札結果については、入札参加資格確認後、落札者決定通知書により通知する。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約金額

落札者の金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とする。ただし、給食材料費部分は、単価についての契約となる。

(3) 契約保証金

契約締結日までに、各年度の支払予定額が同額の契約の場合は、支払予定額の100分の10以上を、また各年度の支払予定額が異なる契約の場合は、各年度の支払予定額のうち最高となる年度の支払予定額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、病院機構の契約規程第28条第1項第1号又は第3号に規定する契約保証金の免除の要件に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。詳細は、下記(8)の表中、「契約保証金の納付等について」を参照のこと。

(4) 契約書の作成等

ア 落札者は、落札決定後5日以内に病院機構と契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アによる契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

また、落札決定を取り消された者は、損害賠償金として最高となる年度の支払予定額の100分の5に相当する額を病院機構に支払わなければならない。なお、病院機構は契約を締結しなかった落札者を、その後の病院機構における競争入札に参加させない措置を講ずる。

ウ 契約書は2通作成し、病院機構及び落札者がそれぞれ、記名・押印の上、各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

ただし、契約書の様式は、病院機構が交付する。

(5) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、郵便による事故の発生等による入札の執行が困難な場合入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

なお、入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行う場合には、病院機構のホームページ(<http://www.hcho.jp/>)のトップページ上の「入札・契約情報」→「変更・中止公告」に掲載するので入札前に確認すること。

(6) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 入札参加資格のない者がした入札。

イ 資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者がした入札。

ウ 再度入札を実施する場合において、初度入札（無効となった入札を除く。）の最低価格以上の価格でした入札。

エ 最低制限価格を下回る額の入札。

オ 入札金額を訂正した入札。

カ 入札金額内訳書の提出がない入札。

キ 入札書と入札金額内訳書の価格が一致しない入札。

ク 入札金額内訳書の合計価格が内訳金額と不整合な入札。

ケ その他契約規程第6条各号のいずれかに該当する入札。

(7) 本件業務の履行に当たって

本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに契約規程等の諸規程及び委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。

(8) この入札に係る資料等（入札関係資料等）は、次のとおり、病院機構のホームページに掲載する。

入札関係資料等	掲載場所
01 入札公告（写し） 02 入札説明書 03 委託契約書（案） 04 仕様書 05 一般競争入札参加資格確認申請書 06 仕様書等に関する質問書 07 入札書、委任状 08 入札金額内訳書 09 入札書の作成について 10 入札金額内訳書の作成について 11 入札書等の封印・封入方法 12 契約保証金の納付等について 13 契約履行実績による契約保証金の納付の免除について 14 契約保証金免除申請書 15 複数年契約の履行保証保険に係る誓約書（履行期間が2年超え4年以下の場合）	病院機構のホームページ(http://www.hcho.jp/)のトップページの「入札・契約情報」→「入札見積情報」→「委託賃借一覧」へ画面を展開し、入札案件を検索してからダウンロードすること。